

○ 会議録

会議名	令和元年度 第5回基山町まちづくり推進審議会			
開催年月日	令和元年12月18日			
開催場所	基山町役場2階202会議室			
開閉会日時	開会	令和元年12月18日 午後2時		
	閉会	令和元年12月18日 午後3時50分		
出席者並びに 欠席者 出席9名 欠席0名	氏名	出・欠	氏名	出・欠
	土肥 獻嗣	出	富山 茂	出
	塩井 富子	出	松隈 浩	出
	木村 照夫	出		
	中村 真智子	出		
	渡辺 一正	出		
	山田 和彦	出		
	益田 雄次	出		
会議録署名人	土肥 獻嗣 塩井 富子 木村 照夫			

～14時開会～

令和元年度第5回基山町まちづくり推進審議会 会議録

1. あいさつ

2. 議事

基山町まちづくり基本条例第28条に基づく条例の見直し検討

【意見】

3. その他

・次回開催日程について

1. あいさつ

2. 議事

基山町まちづくり基本条例第28条に基づく条例の見直し

【会長】前回までの内容は、改正廃止の必要なし。外国人に対することについての答申をどうするか。又、議会から補助金に対する期限等の見直しの提案について審議していた。まず、事務局より説明を。

【事務局】まちづくり基本条例・まちづくり基本条例施行規則・まちづくり基金事業実施要綱・まちづくり基金事業補助金交付要綱についての説明。まちづくり基金条例については、変更なしとの方向性をいただきました。前回の審議を受け、まちづくり基金事業における改正案のご説明をさせていただきます。まちづくり基金事業実施要綱の第2条(2)に～まちづくり計画策定団体の要件が入っていませんので、その要件「10人以上～」を加える。まちづくり基金事業補助金交付要綱別紙1別紙2を5年10年15年の効果・実施計画の進歩がみられるような様式にする。まちづくり基金事業補助金交付要綱の別表第2の補助の期間について、効果検証ができるよう見直し期間を加える。

【会長】補助の期間をどうするか。前回、期限がなく未来永劫に、補助金が続くのは、問題があるのでと指摘があった。

【事務局】過去の議会答弁で期限を考えていないと回答しているので、事務局案として5年毎に見直しをしてはと考えている。議論をお願いします。

【会長】説明で分からぬ点などはありませんか。事務局が提案している部分の説明を受けた。委員の皆様のご意見をお願いします。

【委員】まちづくり基金事業要綱で5人以上を10人以上に変えるのか、追加なのか。

【事務局】追加です。変更ではない。

【委 員】追加した場合、今まで5人でやっていた所はどうなる。

【事務局】書き方として、定款又は規約等を有し、責任が明確であり、5人以上の会員を有する団体として独立した経理を行っていること。ただし、まちづくり計画策定団体については10人以上の会員を必要とすると、後ろに付くようになると思うが、法令担当とも協議する。今回の見直しに合わせて加えておいた方が正確と思う。

【委 員】まちづくり計画に基づく事業と、それ以外の事業との取り扱いの違いは。

【事務局】全て、コカコーラの寄付による基金を使っている。まちづくり基本条例に基づく計画は、地域を特定するという条件がある。今は7区だけ。

【委 員】基金が枯渇したら終わるのか。

【事務局】そこを議会から質問されたところ。不足する場合基金の額を平等の割合で補助金を減らす等の対応を行うと回答したが、17区全区が作ったら基金は枯渇する。十分協議するよう意見をいただいている。枯渇したら町費から出すのかという具体的なことは、この審議会から言えないが、審議いただき事業を継続していくようという意見は出来ると思います。毎年年間約240万貯まっている、この2~3年の補助金額はオーバーしているが、期限があるものは無くなっていくので、この10年で基金が無くなる事は無いと思う。まちづくり計画に基づく事業は、地域の自主計画というもので、30万円を限度としているが、毎回30万円を請求されているわけではない。期間についてはあいまいな部分があったと思う。

【委 員】基山町が支援し7区が策定したが、まだ1団体だけ。計画を立てるのが難しく、思いがあっても、出来ないということはないか。

【事務局】補助金を出すのは、後付けで、計画を立てて、自分たちでこうしたいという思いで作り上げる計画。自助共助公助、地域の皆さんが、自分たちで計画して、公助は町が行うこと、自助共助は地域が行い実現しようということ。7区は、最初は、補助金がない中で始まった。将来の目標に向かって行く中で、活用できるようになり補助が始まった。

【委 員】30万円が限度。7区以外で他に出来た団体と、30万円を案分することもできるのではないか。事案が増えることは基山町にとっても良いこと。期間や効果が大事。

【委 員】1つの団体に対して30万円までとなっているが、町の限度が30万円で、何団体申請しても、30万円でそれを案分するのか。

【事務局】1団体30万円まで、3団体来れば90万円。基金が無くなれば、全体的に平等に金額を落していくことも考えられる。現段階は、すぐに不足することはない。町として、カットしてやる気を無くして貰うより、別の事業費から探す努力をしながら、原資に限界が来た時には、減額ということもあり得るとの考え方をもっている。

【委 員】極端にいえば、基金の収入が0になる事もあり得るので、減額になる事もあり得るとの文言が必要では。

【事務局】今がピークかもしれない。平成20年に3団体から始まり、平成29年が21団体、30年が22団体、今年が20団体で、補助金の金額も339万、335万、今年が260万である。期限があるので、期限が来れば減っていく。

【委員】団体数が減ってきてても、まちづくり計画に変更した場合は財源は減るのか。

【事務局】まちづくり計画は簡単ではないが、そうなります。

【委員】7区の計画書が最低レベルとしたら、次の団体はなかなか出てこないので。

【事務局】これが審議会での課題になる。なぜ計画団体が増えないのか。けやき台のなかで、朝市など、14区から17区までまとまってやっているところもあるが、区長や区の執行部だけでは、まとめていくのは難しいこともあり、支援希望があれば、職員が入っていくこともできる。

【会長】まとめると、議会から補助金の財源不足を心配する意見が出た。当審議会で検討した結果も心配がある。事務局の説明では、当面5年くらいは大丈夫だろうが、期限が過ぎ、計画団体に変更が増えた場合は財源が不足する状況に。具体的にどうこう言うのは難しいが、財源不足が起きないように運用していくのが望ましい。事務局からの提案の一つである。まちづくり基金事業実施要綱の第2条(2)に対する追記については、如何ですか。

【委員】追記しておくべき。

【会長】仕組みを丁寧に説明するということで、事務局案を追認するで良いですか。

—異議なし—

【会長】もう一つの件。前回の議論でも区切りをつけて、見直しをするというのは必要だろうと、意見が出た。事務局案として、5年10年15年の期限を入れるという件について自由にご意見を。

【事務局】シュミレーションでは、財源は5年以上持つと思う。

【会長】個人的な意見としては、5年は長いと思うが。

【委員】7区は何年ですか。

【事務局】平成25年からスタートしている。

【会長】担当者も世代交代がきちんとできてなかつたら、継承がうまくできない。期限を入れ、区切りをつけてやるのは活性化になるのでは。

【委員】民間では、10年は長期で、5年10年15年の見通しができるのか。もう少し短くて良いのでは。短いと事務方が大変になると思うので、資料ばかりが多くならないようにとか、チェックの仕方を考える。簡略化とスパンを短くする。

【委員】3年毎に見直すのが良い。

【委員】私の所属する団体も補助金をもらい、3年毎に収支決算書を出している。セルフチェック出来るので3年毎は有効なシステムだと思う。チェック振り返りが大切。

【会長】委員より5年は長い、3年にとの意見が出ましたが。

【委員】5年10年15年という意味は。

【事務局】町のさまざまな計画が5年毎なので。15年計画を持っていて5年ごとに見直す。

- 【委 員】3年にした時に何か不都合があるか。
- 【事務局】無いが、1年目やる2年目に検証3年目に計画をやりながら作るということになる。そして始まる。毎年そういう負担がある。
- 【委 員】計画作成時に5年先を見通してというのは、今の世の中は難しい。1年1年の検証の積み重ねで、社会の変化に対応する。
- 【委 員】先ほど振り返りという言葉があったが、年度末に4月からの活動を振り返り、見直すのは良いこと。3年というのは有意義。
- 【事務局】年に1回3月の中頃に、まちづくり基金事業の採択団体の中で、代表で3団体ほどが、活動報告の発表をしてもらっている。他の団体も活動報告書の提出で内容の共有をしている。計画団体は、2年に1回、報告会の時に、活動内容の発表をしてもらっている。
- 【会 長】2年に1回発表の場があるということ。
- 【委 員】それに合わせて、5年10年はリンクするのか。
- 【会 長】それなら、4年毎の方が良いのか。
- 【事務局】2年1度の報告も、進捗状況のチェックではなく、活動の報告なので、もう少し突っ込んだ内容の報告でないといけないと思う。
- 【委 員】その報告会は、全団体が参加して、その代表が発表しているのか。
- 【事務局】採択を受けた団体全部に案内をして、一般の方も広報で周知して参加できるようにしている。
- 【会 長】報告義務はあるのか。2年に1回というのは。
- 【事務局】特にそういうことはない。
- 【会 長】こちらが3年に1回としたら、そうできるのか。
- 【事務局】報告会は、毎年ある。報告は全団体してもらい、そのうちの数団体に、パワーポイント等を使い、発表してもらっている。発表は、基本的に最終年度の団体に。
- 【委 員】義務でないのが問題。発表するのは別として。
- 【事務局】実績報告書は、全団体から提出してもらっている。
- 【委 員】採択団体がどういう活動しているかの、見える化をした方が良い。
- 【会 長】当審議会にも案内があると、どういう活動がされているかが分かりやすい。
- 【委 員】報告会に参加したことがあるが、その実績報告と、5年先10年先の中身は、どう違うのか。今の報告では足りないと事務局の意見だが、それにプラスして、別の見方で見ようとしているのか。
- 【事務局】今の報告は、補助金の実績報告書になるので、別表2の5事業全部から出してもらうが、5年10年15年の件は、まちづくり計画に基づく事業についてのみ、実施期間なので、区切りになるようにという意味で。
- 【会 長】単に5年等、計画の期間を区切って出すだけでなく、例えば、3年毎に継続するかどうかを議論するのか等、まだそこまでの発言は無く、事務局の案も無いが、期間を区切る事によって、やる方も、見る方もより良いまちづくりが実施できるというところにとどまっているということで。

【事務局】まちづくり計画の補助金申請は、見直しをして形がい化を無くす。見直しに耐えられるような指標が必要になってくる。チェックをしながら計画を回していく。それにそって計画に基づく補助金申請の時に、具体的な指標をつけたものを加えた形で申請してもらう。

【会長】あくまで、計画策定団体の補助金申請において区切りをつけていなかったので今回区切りをつけたほうが良いのではないか。それを何年にするのか。今、3年で良いという意見が出ている。

【委員】3年が良い。3年やってみて、報告をしっかりしてもらい、それを検証して次に繋がっていくのではないか。自分たちもやっている補助金があるが、それは3年であり、気持ち的にも安心する。

【委員】町の計画のものは5年10年15年とあって良いが、これに関しては3年で良い。

【会長】大学が補助金を取ってくるのをやっていて、科学研究費補助金というのがあって、それも3年から5年である。3年目の時に次の（申請）を書かないといけないので大変ではある。3年位のほうが、公的なお金を使って、出張や購入をするので意識や緊張が保てるし、研究者の世界ではそのような公的なお金の使い方をしている。

【委員】町や国のマスタープランは5年10年で見直しがあっていて、やはり、（まちづくり計画策定団体は）3年で見直しチェックをかけるほうが良い。

【会長】この審議員の任期も2年で2期までなので、5年よりも3年ごとの見直しのほうが良い。

【委員】考え方を見直しですね。限度ではないですね。見直しというと、今の団体のやり方で良いのかそれとも指導して、その方向でやる意思の確認となるのですね。

【会長】様式等の見直しまでは踏み込まずに、答申後に事務方で調べてもらって、適切にやっていくことになると思います。

【事務局】別紙2で追記して対応できるかと考えているが、まちづくり基本条例施行規則は様式等もないで、調べて必要があれば次回その結果を示したいと思います。

【会長】外国人についての多文化共生時代を迎えるにあたって、これまで町民ということで、特に外国人という表記はなかったが、外国籍を持っている町民が今後増えるだろうと予想され、今回、4年に一回の見直しなので、答申を出していただこうが良い。

【事務局】次回が今年度の最後にしたいと思います。実は答申書（案）を作成しておりますので、皆さんにみていただき、ある程度、問題なければ、次回は会長から町長に「答申」をしていただきたいと考えている。

【会長】答申書（案）説明をお願いします。

【事務局】答申書（案）について説明する。5年のところが3年になる。

【委員】3番目の外国人への配慮については、もう一步踏み込んだ言葉にできないか。人的指導支援の強化や配慮するためにはこうしたほうが良いということ。

【事務局】今回の答申については、この外国人の部分はその他になります。これは、来年実践する多文化共生プランのために、ここで議論を基に努めていくことになるので三番目にその他としてまとめました。一番目は、まちづくり基本条例の実践において重要であると前書きを書いた。

【会長】他に無いようでしたら、次回までに検討していただいて、次回答申ということになります。

3. その他

○次回開催について

1月22日（水） 14時00分から開会
15時00分から「答申」

～15時50分閉会～

まちづくり審議会条例第6条により、ここに署名する。

令和 年 月 日

会長 (氏名) 土肥 勲 

委員 (氏名) 塩井 富子 

委員 (氏名) 木村 照夫 